

# 6月の できごと

## 高めよう 地域の防災意識



### 土砂災害防災訓練

6月6日 吉永北地区

土砂災害に備えて、吉永北地区で防災訓練が行われました。

訓練では、警戒情報の発表から避難までの一連の流れを確認。警察や消防団などの誘導で、118人が各町内ごとに、吉永第二小学校へ歩いて避難しました。また、小学校の体育館では、DIGと呼ばれる図上訓練が行われました。住民は町内ごとに分かれて、大きな地図で危険箇所や避難経路を再確認しながら、訓練の大切さを改めて実感していました。

## 人権尊重の思いを込めて



### 夏の夜のキャンドルナイト

6月20日 富士米の宮公園

男女共同参画週間事業「ポルタ デサンカク」の一環として「夏の夜のキャンドルナイト」が行われました。

グラスや紙の筒にキャンドルを入れたもの、竹灯籠など、さまざまな作品が並びました。「お互いに認め合おう」「みんな仲よく」などのメッセージが側面に書かれたものもありました。

一つ一つに火がともされると、9000もの優しい光が公園を彩り、来場者は幻想的な光景にうっとりしていました。

## 8月1日から、父子家庭も 児童扶養手当の支給対象になります！

8月～11月分の  
手当の支給は **12月**です。



問い合わせ 子育て支援課  
☎55-2738 ㊟51-0247

ひとり親家庭の自立を支援するため、父子家庭の父も8月1日から児童扶養手当の支給対象になります。児童扶養手当を受給するためには申請（認定請求）が必要です。事前に子育て支援課へお問い合わせの上、**11月30日（火）**までに忘れずに手続きをしてください。  
※11月30日（火）を過ぎると、申請の翌月分からの支給になります。

### 支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が重度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、未婚の父が養育している子どもなど）

### 受給額

受給資格者（ひとり親家庭の父など）が監護・養育する子どもの人数や受給資格者等の所得などで決まります。

- 子ども1人の場合  
全部支給：4万1,720円、一部支給：4万1,710円～9,850円  
全部停止：0円
- 子ども2人以上の加算額  
2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円